

第10号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2の4の部2の項金額の欄オの(1)中「118万円」を「145万円」に改め、同欄オの(2)中「141万円」を「172万円」に改め、同欄オの(3)中「159万円」を「192万円」に改め、同欄オの(4)中「195万円」を「236万円」に改め、同欄オの(5)中「227万円」を「274万円」に改め、同欄オの(6)中「455万円」を「564万円」に改め、同欄オの(7)中「582万円」を「724万円」に改め、同欄オの(8)中「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表 2 (第 2 条関係)			別表 2 (第 2 条関係)		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
(略)			(略)		
4 消防法第11条 第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)		4 消防法第11条 第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	
	2 消防法第11条 第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリ</p>		2 消防法第11条 第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリ</p>

		<p>ットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>145万円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>172万円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>192万円</u></p>			<p>ットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>118万円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>141万円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>159万円</u></p>
--	--	---	--	--	---

		<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>236万円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>274万円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p>			<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>195万円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>227万円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>蔵所 <u>564万円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>724万円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>879万円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>			<p>蔵所 <u>455万円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>582万円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>707万円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>
	3 (略)			3 (略)	
(略)				(略)	